日 調 連 発 第 ４ ３ 号
令 和 ３ 年 ５ 月 ６ 日

各土地家屋調査士会長　殿
連　合　会　役　員　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

土地家屋調査士の業務について（通知）

標記について、当職から法務省民事局民事第二課長へ別紙１のとおり照会したところ、別紙２のとおり回答がありましたので通知します。

別紙１

日 調 連 発 第 ３ ２ 号
令 和 ３ 年 ４ 月 ２ ３ 日

法務省民事局民事第二課長　　村　松　秀　樹　　殿

日本土地家屋調査士会連合会
会　長　　國　吉　正　和

土地家屋調査士の業務について（照会）

土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人は、「土地の筆界（不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 123 条第 1 号に規定する筆界をいう。第 3 条第 1 項第 7 号及び第 25 条第 2 項において同じ。）を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする」ものであることが、土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 1 条（同法第 41 条第 1 項において準用する場合を含む。）において明らかにされているところ、この「土地の筆界（不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 123 条第 1 号に規定する筆界をいう。第 3 条第 1 項第 7 号及び第 25 条第 2 項において同じ。）を明らかにする業務」には、下記に記載する業務が含まれ、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がこれを行うことができるものと考えていますが、貴職の見解を伺いたく、照会します。

記

土地の所有者等の依頼を受けて、土地の筆界に関する資料の収集その他の調査を行い、土地の筆界を明らかにする業務のうち、登記の申請を伴わないもの

以上

別紙２

法務省民二第７６２号
令和３年４月３０日

日本土地家屋調査士会連合会長　國　吉　正　和　殿

法務省民事局民事第二課長　村　松　秀　樹
（公印省略）

土地家屋調査士の業務について（回答）

本月２３日付け日調連発第３２号をもって照会のありました標記の件については，貴見のとおりと考えます。